

# 公益社団法人日本放射線腫瘍学会 小線源治療部会規約

## 第1章 総則

### 第1条

本部会は日本放射線腫瘍学会小線源治療部会と称し、日本放射線腫瘍学会に属するものとする。  
(JGB/JASTRO: Japanese Group of Brachytherapy/Japanese Society for Radiation Oncology)

### 第2条

本部会は小線源治療に関連のある研究の連絡提携および促進をはかり、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

### 第3条

本部会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 部会学術集会、講演会などの開催
- (2) その他本部会の目的達成に必要な事業

## 第2章 規約の改廃

### 第4条

規約の改廃は幹事会出席者(委任状によるものを含む)の3分の2以上の決議を必要とする。なお、理事会へは報告を行うものとする。

### 第5条

この規約の施行について必要な細則は、幹事会の決議を経て部会長が定める。

## 附則

この規約は理事会の承認を経たのち、2022年6月30日より施行する。